

海外帰国子女入試制度について（中学入試・高校入試）

（2025 年 4 月 1 日更新）

京都聖母学院中学校・高等学校

【本校入試における帰国子女の定義と出願の条件】※詳細は本校までお問い合わせください。

●国籍などに関する条件（中高共通）

日本国籍を有するあるいは、特別永住者の資格を有するもの。

●海外在学期間に関する条件

帰国後の期間とは、最終帰国の日から当該入学試験の日までとする。

海外在学期間は、3 カ月以上連続した、保護者に帯同した全海外在学期間を合算した期間とする。（本人のみの留学は期間に含まれない。）

	現在帰国し、日本の学校に在籍	現在、海外在住
中学入試 高校入試 共通	・海外在学期間が2年以上の者で、受験時において帰国後の期間が1年を越えない者。 または ・小学校以降の海外在学期間の合算が5年6ヶ月以上の者。 ※高校入試の場合、在籍中学校からの内申の提出が必要となります。	・受験時までの連続した海外在学期間が1年以上の者。 （高校必須） ・受験時までに在住国の学校教育9年の課程(Grade9 もしくは Year9)を修了、または見込みであること。 受験直前まで現地校に在籍していること。 ※修学年は誕生月によります。 ※手前で現地校を退学し帰国した場合、公立中などの在籍が必要です。 ※イギリス式であっても Year10 修了の必要性はございません。

●その他の条件(中高共通)

上記定義に加え、本校該当学年の授業を受講するにおいて支障がない日本語の運用能力(読み書き聞く話す)を有していること。

（日本語についての語学補習は行っていない。）

入学後、本校の在籍期間中は保護者と同居し、同居宅から通学することができること。※特殊事情の場合は事前にご相談ください。

【帰国子女入試制度について】※詳細は本校までお問い合わせください。

●併願受験(中高共通)

①教科科目、試験内容について

一般の入学試験と同一の日程・科目・試験内容を受験する。

②合格判定について

それまでの海外在住期間、および学習履歴に応じて考慮する。

例 現地校の在籍期間が長く、国語の回答能力が劣る。

→ 国語について合格判定の際、配慮する。

現地校に在籍しており、数学の履修内容について日本との違いが大きい。

→ 数学について合格判定の際、配慮する。

●推薦受験 ※本校が第1志望で、合格後は必ず入学することが前提となります。※事前に本校へお問い合わせください。

	現在帰国し、日本の学校に在籍	現在、海外在住
中学入試	・「自己推薦入試制度」をご利用ください。 ・6年生の学校の成績をもとに、事前に相談をさせていただきます。 ・入試科目は作文(日本語 600 字 50 分)と面接です。	・「海外自己推薦入試制度」をご利用ください。 ・日本人学校やインターナショナル校の成績、出欠状況をもとに、事前にオンライン上で相談会を行い、自己推薦出願資格を判定いたします。 ・最小限の帰国回数で受験可能な海外在住の方が利用しやすい制度です。
高校入試	・現在、在籍されている日本の中学校3年生の内申(5科)、出席状況をもとに、基準が満たされていた場合、在籍中学校からの推薦で出願します。 ※基準等については、在籍校の先生と本校間の確認になります。 <入試科目> ○作文(日本語 600 字 50 分) ○3科目(国語・英語・数学)の中から、いずれか1科目を受験。	【日本人学校在籍の場合】 ・左の日本の学校の在籍に準じます。 【現地校の在籍の場合】 ・海外推薦入試制度をご利用ください。 ・現地校の成績、出欠状況をもとに、事前にオンライン上で相談会を行い、推薦の出願資格の判定をいたします。 ・入試科目 I 類志願者…作文(日本語 600 字 50 分)と面接。 GSC 志願者…作文(日本語 600 字 50 分)と英語力面接。 II 類・看護志願者…3科目受験 III 類志願者…5科目受験 ※ I 類以外は入試成績により志願コースの合格基準に満たない場合は 転類合格(別のコースへ回し合格)の場合があります。 ・最小限の帰国回数で受験可能な海外在住の方が利用しやすい制度です。